

## hi-b.a.キャンプ参加のガイドライン

### (申込)

第1条 高校生聖書伝道協会（以下hi-b.a.）が主催するキャンプへの申し込みは、hi-b.a.が指定する申込事項を記入、提出し、キャンプ前に費用（費用に交通費は含まれません）をお支払いいただくことで成立します。（申込書の提出と入金の両方が完了した日を申込完了日といたします。ご注意ください。）申込書の提出方法、費用の支払い方法は以下の通りです。

#### (1) 申込書の提出方法

- ① 手渡し：直接 hi-b.a.スタッフに手渡すか、hi-b.a.センターにご持参ください。
- ② 郵送
- ③ FAX：この場合、申込書原本（父母または親権者の署名・捺印のあるもの）をキャンプ当日にご持参ください。
- ④ メール：メール本文に申込書の記入事項を書いて送信ください。なお、この方法での申込には、別途、父母または親権者の承諾の確認が必要です。

#### (2) 費用の支払い方法

- ① hi-b.a.センターに持参：集会などでスタッフに直接手渡すことはできません。hi-b.a.センターでのみ、直接受けることができます。
- ② 口座へお振込み：お振込みの場合、通信欄に必ず「キャンプ参加費」とご記入ください。また、領収書が必要な方もその旨お書きください。（ゆうちょ銀行 振替口座番号：00150-7-36441 加入者名：hi-b.a.高校生聖書伝道協会 ※他金融機関からの振込用口座番号：ゆうちょ銀行 019 店 当座 0036441 hi-b.a.高校生聖書伝道協会）

第2条 兄弟割引など、各種割引の適用される場合がありますが、申込の際は全額をお支払いください。割引分はキャンプ場にて返金いたします。

第3条 申込の時点において、該当するキャンプが定員に満ちている場合、申込者の意思を確認して待っていただくことがあります（キャンセル待ち）。その際、申込書の提出及び費用と同額を預り金として申し受けます。hi-b.a.は申込に空きが出て受付が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で申込の成立となり、預り金を費用として取り扱います。

第4条 キャンプへの申込には、父母または親権者の同意（署名・捺印）が必要です。

### (申込条件)

第5条 hi-b.a.キャンプへの参加は、高校生もしくは高校生と同等の年代の方に限ります。その他、hi-b.a.が別に認めるキャンプはその限りではありません。

第6条 原則として全日参加です。特別に部分参加を認められた場合でも費用の減額はいたしません。

第7条 身体に障害をお持ちの方、現在健康を害している方、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。可能性を検討し、できる限りこれに応じます。

第8条 hi-b.a.は、キャンプ中の参加者が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じます。この場合、hi-b.a.の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は参加者の負担とします。(傷害についてはキャンプ保険が適用されます。)

第9条 その他、当団体の都合で申込をお断りすることがあります。

(キャンプスケジュールの変更)

第10条 hi-b.a.は、申込完了後やキャンプ開催中であっても、天災地変、病の流行、官公署の命令、その他 hi-b.a.の関与し得ない事由が生じた場合において、安全のためやむを得ないときは、申込者・参加者に速やかに説明して、キャンプの日程や内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

(キャンプ費用)

第11条 キャンプ開始後、参加者の都合によって途中で帰宅する事由が生じた場合、費用の返金はいたしません。

第12条 キャンプ開催中に第10条のような事態が生じ、キャンプを途中で中止にした場合、費用の残金について hi-b.a.は以下のように対応します。

- (1) 3泊4日までのキャンプについては、返金はいたしません。
- (2) 4泊5日以上 of キャンプで3日目以降の中止については、返金いたしません。2日目までの中止については、3日目以降の日数を日割り計算し、必要経費を差し引いた額を返金いたします。

(キャンセル料)

第13条 申込後にキャンセルをした場合、キャンセル料が発生します。キャンセル料の設定は以下の通りです。

- (1) 第1次締切日(費用の低料金が設定されている申込最終日)以前:費用の10%
- (2) 第1次締切日の翌日から申込キャンプ1週間前まで:費用の30%
- (3) 申込キャンプ開始1週間内からキャンプ前日まで:費用の50%
- (4) 申込キャンプ当日:費用の100%

※予定がわからず、申込前にスタッフに相談をした上で申込をした場合は優遇措置があります。詳しくは hi-b.a.までお問い合わせください。

(hi-b.a.の責任)

第14条 hi-b.a.は、参加者が天災地変、病の流行、官公署の命令、その他（伝染病による隔離、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通、またはこれらによって生ずる日程の変更もしくは宿泊期間の短縮等）の hi-b.a.の関与し得ない事由により損害を被られたときは、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

（個人情報の取り扱い）

第15条 hi-b.a.は申込の際に提出された申込書にある個人情報について、参加者との連絡のために利用させていただくほか、団体からの各種案内を送付することに利用させていただく場合があります。

（その他）

第16条 hi-b.a.はこれらの取り決めについて、予告なくいつでも変更することがあります。

2010年1月8日 施行

2010年6月1日 改訂

以上